

計画の概要

- 基本理念

全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。
- 位置づけ

○社会福祉法第108条（努力義務規定）
福祉の各分野における共通事項を定める上位計画。市町村の地域福祉推進のための取組を支援する市町村支援計画。
○奈良県においては、県が自らも主体的に取り組む県域の地域福祉計画。

基本的な考え方

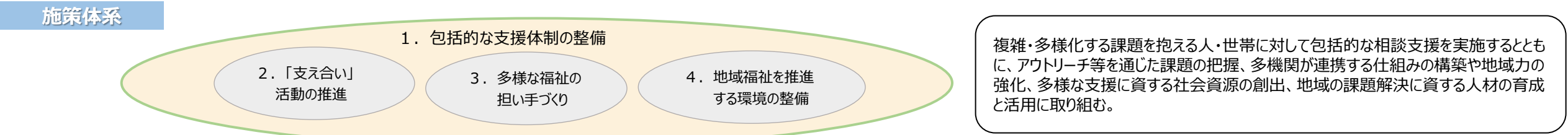
地域住民の困りごとを把握し、適切な支援につなげるとともに、共生のまちづくりに取り組む

- ① 地域住民の困りごとを訪問等により積極的に把握し、世帯単位で包括的に受け止める。

② 本人やその世帯が抱える課題を見極め、支援方策の検討を行い、支援機関等へつなぐ。

③ 福祉制度の利用につなぐほか、伴走支援や地域での見守り等によりつながり続けることや、地域での居場所づくりも含めた支援を行う。

①～③の仕組みを構築し、誰もが役割を持ち、支え合いながら暮らすことができる共生のまちづくりに取り組む。



見直しの考え方

- ◆令和4年度以降に生じた社会課題についての取組を追記、関連する奈良県計画の変更等を反映
- 令和4年度以降に生じた社会課題
 - ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行（令和6年4月）
 - ・ヤングケアラー支援の強化に係る子ども・若者育成支援法の改正（令和6年6月）
 - ・新型コロナウイルス感染症5類移行
- ◆数値目標については、令和5年度末における進捗状況等を踏まえて修正

今後のスケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定委員会	社会福祉 審議会		策定 委員会	計画案修正		計画最終案 の確認		計画策定
議会					厚生委員会 報告		厚生委員会 報告	